

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷一十五第

月七年五十和昭

論叢

民族主義と帝國主義……………文學博士 高田保馬

實踐學としての日本經濟學……………經濟學博士 谷口吉彦

時論

日本國と蘭領東印度……………法學博士 末廣重雄

研究

江戸時代の國產獎勵……………經濟學士 堀江保藏

理想型理論の方法的意識……………經濟學士 出口勇藏

自由貿易主義の吟味……………經濟學士 岡倉伯士

說苑

北支滿洲損害保險市場……………經濟學士 佐波宣平

ハンセンの人口政策に就いて……………經濟學士 青盛和雄

附錄

彙報

外國雜誌論題

説苑

北支滿洲損害保險市場

佐波宣平

一般に經濟社會は、或る時代に支配的な形態のほかに、この形態が現れるまでに經て來た各段階の夫々特徴的な形態を同時に併有してゐる。場合によつては、その時代の支配的な概念には十分に當てはまり得ない形態までも包蔵してゐる。ところで、この一般的立言は、特に、一面では資本主義的發展を遂げながら他面ではなほ非資本主義的要素を著しく含んでゐる國に對して、一層適切に該當する。例へば、支那や滿洲の如きがこれに屬する。かくして、これらの國の一般的考察には、別して、それがその中に停滯をつゞけてゐる

——或ひはそれが脱け出さうとしてゐる——舊い枠であるところの非資本主義的なものへの考察が問題となる。これを等閑に附しては何事も語れない。

併しながら、それでありつゝ、同じく支那・滿洲のうちでも、都市のやうに非資本主義的または封建的な部面から最も多く脱してゐる地域は可成り趣きを異にする。尤も、一般に、都市は、それを含む社會が資本主義的發展の途上にあるときは、概してこれを圍繞する比較的發展の遅い地方農村と密接な關係に立つものなるを以て、都市のみを特殊の發展域として切離して見ることは許されない。併し、特に支那・滿洲の如きに於ては、都市は地方農村との密接な關聯にありつゝ、また、それ自體可成りの程度に於て近代的发展を遂げて居り、更にまた、近世東洋史の示す先進諸國の植民政策的發展からして、多分に植民地性を有してゐる。従つて、そこで働く資本には多分に國際性が見受けられる。而して、この資本の國際性、これは、北支滿洲諸都市の損害保險市場を考察する場合、特に前面に出

て来る性格のやうに思はれる。

二

發展する資本は絶えず新しい市場を求める。かくて、一定条件を具へる新しい市場は多數の先進資本主義諸國の狙ふところとなり、従つて、そこには國際的權益が多様に成立する。その市場には國際性が強くなる。支那市場はその一例である。いま、北支特にその經濟的中心である天津の損害保險市場に働いてゐる資本をその國籍について見るも、支那土着資本、英米等の謂はゆる第三國資本、日本資本が數へられる。

このうち、先づ支那資本系保險商社を見るに、その多くは上海・香港・廣東等に本社を有し、北支にはたゞ支社または代理店を有するにとどまる。經營方法は粗野ながら概して歐米式であるが、經營對象は殆んど支那人關係の物件に限られてゐて、その取引額は、第三國系・日本系商社のそれに比すれば言ふに足りない低位にある。

元來、支那商人間には何よりも面子が重ぜられ、一

般に人的信用によつて商業が行はれてゐる位であるから、誠實を基礎とする保險事業は大に發達すべき管であるが、事實はそうでない。第一、支那に於て支配的な資本は官僚資本や買辦資本であつて、産業資本の發達は極めて幼稚である。従つて、支那保險商社の取引の對象とする支那系財産には伸展性がない。産業資本のもつ大規模な設備、それが生み出す膨大な商品群がその保險物件のうちに入らないからである。約言すれば、支那の保險資本は産業資本との結びつきが極めて少く、それ自體たゞ買辦——それも多くは外國商社の寄生蟲的存在として甘んずる買辦——に墮すべく運命づけられてゐるわけである。この點、支那の保險市場は日本國內のそれとは非常に性格を異にしてゐる。第二、これは寧ろ右に述べた産業資本の停滞性の原因の一つとも成るのであるが、支那社會は絶えず變亂の中にあつて軍閥や海賊が頻りに跳梁する。財——殊に支那人所有財——の有るところ常に彼等の襲撃の目標となり、財産上の危險は著しく安定性を缺く。かくて、

正常な保險契約の當然除外する危險がこゝでは最も屢々問題となる。これでは保險事業の合理的經營は全く發展を期待され得ない。従つて、これまで支那固有の形式として成立してゐたものとしては、例へば、紅提單即ち謂はゆる赤船荷證券を發行して船主が運送責任に加へて途中の危險をも擔保するといふ運送業と保險業との未分化の形式とか、或ひは、山東から發生したと言はれる^{ビヤウコウ}鏢局の如く、兵匪または馬賊と豫め結託しこれに危險保證の代償を支拂つて置いて陸上運送保險類似の仕事をしてゐた程度のもを擧げ得るぐらゐである。また、現代的保險形態について見るも、支那では、既に一八三五年イギリス系損害保險商社の廣東創設があつて歐米形式が輸入され居り、更に、支那系損害保險商社も一八七五年に現代的形態のもとに上海に設立されて居るといふ可成り古い歴史をもつては居る。併し、それであり乍ら、今日なほ、支那系保險市場は支那全般に於て大いに振はざる状態にある。これは支那社會が歴史的にもつ斯うした特殊性に深く因

北支滿洲損害保險市場

るものと考へざるを得ない。

次に、北支に於ける第三國系保險商社を見るに、その勢力は中南支に於ける如く盛んではない。本店を置かず、たゞ支社または代理店を通して取引してゐる。併し、彼等には天津租界を地盤として貿易關係に永年かゝつて築いた傳統と暖簾とがあり、その活動は恐るべき底力をもつてゐる。勿論、夫々の母國から齎した現代的保險方法をもつて經營してゐるが、特に支那人系財産關係の取引には多數の買辦を使用してゐる。ところで、租界がなほ隔絶されてゐる現状では、これら第三國系保險商社と日本系保險商社との間には未だ大した接觸は直接表面には出て來ない。たゞ、中間に立つ支那人所有物件について若干の問題が存する程度であるが、租界問題解決後の將來に於ける北支貿易の歸趨如何によつては重大な問題が起り得るものと豫想される。

最後に、日本系保險會社についてであるが、これは支店・出張所または代理店を通して主に日本人所有物

1) 森莊三郎、支那に於ける保險事業及び保險法令の沿革、經濟學論集、第九卷第五號、八、一九頁。

件の取引に當つてゐる。以前はたゞ三井物産・國際運輸等の貿易商・運送業者の支店を代理店として、これを通して危険の引受を行つて居たのが、最近、冀東政權成立後、殊に支那事變以來、日本權益のこの地に於ける増大のために保險業務は繁忙を來たし、今日では多數の日本保險會社が支店または出張所を設立し、契約者と直接取引するに至つてゐる。いま、日本商社の北支に於ける損害保險事業の最近の發展を示すものとして、火災・海上保險の毎年新契約を左に掲げる。なほ、この表で特に目立つて見えるのは、一件當りの契約金額が著しく増大してゐる傾向であるが、これには物價高も幾分手傳つてゐるであらう。

火災保險毎年新契約		海上保險毎年新契約		
昭九	件數	金額千円	件數	金額千円
一〇	七、八〇〇	二八、八三三	一六、〇〇八	九、一四五
一一	二九、〇四四	二四、三三三	一八、七三八	一〇九、四六三
一二	二七、八六六	三三、四七七	一四、三三七	一〇七、六六一
一三	七、三九六	五三、三七七	二、八〇七	三九、三五三

この日本保險商社の契約額の毎年の増加は、勿論右

に述べた如く、主としてこの地に於ける日本權益の進出に基因するけれども、他方また、左表の如く、支那人・第三國人所有物件のうち日本商社への附保が最近増加してゐることに一部原因してゐる。

火災保險毎年新契約				海上保險毎年新契約			
昭九	日本 所有物件	支那人及 第三國人 所有物件	合計	日本 所有物件	支那人及 第三國人 所有物件	合計	
一〇	一五、四三三	一、〇九〇	一六、五二三	六、二五八	五、五五五	一一、八一三	
一一	一六、九七七	二、三三二	一九、三〇九	七、二三八	七、一八五	一四、四七三	
一二	二〇、五〇〇	三、四三三	二三、九三三	一〇、三三三	六、二二八	一六、五六一	
一三	二六、七四四	四、七三三	三一、四七七	一〇、七五五	五、〇八七	一五、八四二	
一四	四六、六六六	七、〇二二	五三、六八八	二、〇八七	一一、三六七	一三、四六四	

これによつて、吾々は日本商社による支那並びに第三國市場への進出の程度を知ることが出来るが、この傾向は今後東亞新秩序の建設とともになほ一層強まつて行くであらう。日本保險商社について第三に見られる最近の傾向は、先きにも一寸觸れたが、従來日本商社の保險取引の殆んど全部が代理店を通して行はれてゐたに對して、この數年來は支店・出張所を設けて直

2) 3) 4) 商工省監理局、北支那に於ける直接保險契約、損害保險研究、第五卷第三號。

接取引を始めたことである。勿論、これは代理店へ支拂ふ高率手数料を節約せんとすの意圖に出たものに外ならないが、これを採算上實行せしめたのは、言ふまでもなく、最近の、または將來に豫想される契約額の増加である。^{*)}而して、この傾向は次表の如く、特に火災保険に於て著しい。蓋し、海上保険に於ては、代理店は一般に貿易業者・運輸業者であつて、保険が通常これらの當業者との貿易・運送取引を通して附けられる關係上、これを差措いて保險會社が自社の直接取扱とするのは仲々困難であるからである。従つて、この部門では昭和十二年に始めて直接扱が出た位である。併し今後の大勢の赴くところは略々明かである。

昭九	火災保險每年新契約		海上保險每年新契約	
	代理店扱	直接扱	代理店扱	直接扱
	千円	千円	千円	千円
	107,210	1,100	10,900	7,851
	107,210	1,100	10,900	7,851
一〇	228,268	1,655	26,303	4,145
一一	241,268	2,324	25,433	—
一二	335,132	1,925	33,447	—
一三	499,337	3,809	55,237	—
			26,445	67
			29,254	29,254

北支滿洲損害保險市場

内地保險市場が殆んど飽和に近い状態であつて、自社の市場を擴大せんとすれば勢ひ他社の地盤に喰ひ込まざるを得ず、これには多額のコストを伴ふといふ場合、日本保險資本は、自然の趨勢として、新市場——新契約が豊富で營業費の低廉な——を求めて出動するわけである。かういふ關係を通して、吾々は日本系保險商社の北支に於ける發展の多くを理解できる。

^{*)} 一般に外國商社は支那の事情に次第に通じて來ると買辦を廢して直接契約をする傾向があるが、特殊の技術を要し種々面倒な問題の起る保險業務に於ては買辦はなほ重要な役割をもつてゐる。これは、とかく支那人の性格を呑み込めない日本商社として、支那市場への進出の場合、餘程考へなければならぬ點である。⁵⁾

⁶⁾ 明治末期の上海に於ける外國保險商社は、經費節約のため支店を廢して代理店をして代らしめてゐた。事業が發展を迎へ最近の日本商社の場合にはこれとは逆である。

三

北支に比べると、滿洲國は建國の礎すでに堅固にして治安また大に擧がり、第三國權益も今では殆んど存在しないまでに接收されてゐる。従つて、こゝでは對

5) 東亞同文會、支那經濟全書、第七輯、七二、七八頁。
6) 東亞同文會、支那經濟全書、二九頁。

第三國關係は、少くとも國內經濟に關する限り、餘り問題にのぼらず、企業諸部門に於ける第三國商社の勢力も甚だ振はない。いま、これを損害保險市場について見るに、建國當初の大同元年（昭和七年）末に於て、滿洲に於ける各國保險商社は、滿洲國二社、日本二十六社、支那二十二社、イギリス二十八社、アメリカ二十六社、ドイツ四社、フランス一社、オランダ四社、ロシヤ二社を數へ、本社・支社または出張所等設けて互ひに競争してゐたのであるが、今は日滿系以外の國の保險商社は數社を残すのみである。これは言ふまでもなく、日滿系保險會社の躍進を物語るもので、日本商社のうちには滿洲から引揚げる第三國保險商社の契約を包括的に譲受けたものさへある。

かやうに日滿系保險資本は支那系並びに第三國系保險市場を連年席捲して行き、今日では滿洲保險市場を殆んど完全に支配してゐる。併し乍ら、それであつて、この滿洲保險市場自體決して單純ではない。却つて、それこそ大きな國際問題を包藏してゐると言へる。そ

れは、既に滿洲國建設綱要の決定したる一業一社主義を中心として日本資本の滿洲進出につき種々緊要な問題が起つてゐるからである。併し、周知の如く、これは單に保險市場だけに特有のではなく、各種産業部門に共通な問題なのである。が、いま、これを損害保險部門について言へば、滿洲國內の損害保險は原則として一社に專管せしめる建前をもつて、昭和十二年末滿洲火災海上保險株式會社を設立してゐる。公稱資本金五百萬圓にして、日本損害保險會社三十一社、大連火災・國際運輸・滿洲興銀・大興公司の共同出資にかゝり、就中大株主たる東京海上が委任されて經營に當つてゐる。ところで、滿洲國が若し文字通りにこの專管會社に滿洲の損害保險を專管せしめ得たとすれば、事柄は至極簡單なのであるが、實際はさうでない。一業一社主義は貫徹さるべき見通しも立たず、滿洲火災設立後も滿洲國は依然として日本保險會社の滿洲支社在駐を認許してゐる。かくして、奇妙なことには、日本の各保險會社は自分たちの共同出資によつて設立し

1) 商工省監理局、赤澤事務官調査。
 2) 滿洲國保險業法でも、外國保險會社の設置は、經濟部大臣の認可を通じて、許されてゐる。

た滿洲火災と現に對立的關係に立つてゐる。惟ふに、これは、一方では、滿洲損害保險市場が一社に專管さるべく餘りに大きな危険を藏してゐて、日本の各保險會社の助力を俟つて始めてよく消化され得る状態にあり、他方では、益々發展する日本保險資本が進出するべく格好の新市場たる滿洲に對して、單なる共同出資會社の設置ぐらゐでは到底満足しないと云ふ事情に因るのであらう。

併し乍ら、これらの日本保險會社と滿洲火災との單なる對立や競争は、統制經濟の現段階に於て排除されねばならず、また、關係會社としても利益ではない。かくして、單なる對立を止揚するものとして成りたるのが今年二月の滿洲火災保險統制案である。これは未だ細目規定も決定せず、従つてまた、實施にも附せられてはゐないが、要綱を見るに、先づ、滿洲火災と日本保險會社との間に元受保險分野を區劃し、特殊物件（特殊會社・准特殊會社を契約者とする動産・不動産）は滿洲火災の一手元受に委ね、一般物件は滿洲火災と日本保

險會社との自由元受とする。かくて、專管會社としての滿洲火災には特殊の獨占領域が與へられた上に一般市場に出て働くことも許される。これに反して、外國會社としての日本保險會社は限られた領域に於て常に滿洲火災との競争の下に置かれる不利な状態にある。

だが、これは單に元受保險の繩張りの規定であつて、これを補ふ他の規定は滿洲火災保險市場全體に於ける兩者の關係を實質的に極めて緊密ならしめてゐる。即ち、この統制案は、別に、滿洲火災と日本保險會社とが特殊物件・一般物件の別なく相互に再保險し合つて謂はゆる保險プールを組織すべき旨を規定してゐるからである。保險プールは單に各自の危険を廣範圍に互つて分散平均するばかりでなく、これによつて、また、當事者間に緊密な危険共同體を組成せしめる。そして、このことは、保險プールのもつ別個の機能たる協定元受保險料率の實踐可能性と共に、業者の競争を制限するのに著大な効果を發揮するものである。³⁾ だが、こゝで見落してならぬのは、保險プールが一般の

3) 拙著、再保險の發展、第五章、參照。

場合の如く單なる危險の平均や競争の制限といふ役割のみのために、特にこの滿洲市場に要請されやうとしてゐるのではないことである。即ち、吾々としては、統制案が、先づ元受保險市場を區分して一應滿洲火災に優越的地位を與へて專管會社としての面子を立てつゝ、他方、プールの設置によつて日本保險商社に對しても、滿洲火災の獨占する元受領域への關與の權能を許與せざるを得ないと言ふ事情に注目しなければならぬ。細目規定成らざる今日、この統制について何も多くを語り得ないけれども、プールを組織し特に特殊物件・一般物件の再保險交換としたる點、日本保險資本の海外進發と關聯して、蓋し意味深きものが存するやうである。

*統制案によれば、協定保險料率は從來のものより五分方引下げる筈。

なほ、以上のほかに滿洲損害保險市場では代理店統制の問題がある。一般に新しい市場ほど代理店の活動範圍が大きい。概して取引量が少く且つ變動に富む新

市場は、保險會社が本腰で乗出すべく餘りに危險が大きいから、差當つて先づ、當該地域に既に進出してゐる他企業のうち、比較的關係の多い商社例へば貿易業者・運輸業者をして保險事務を代理せしめる。併し、その市場が次第に發展して或る程度の確立を遂げ、契約額も増加して來ると、採算が立ち始めて、保險會社は直接に出張所や支店を設置するやうになる。ところで、この段階に到つて常に問題となるのが代理店である。これについては既に北支でも問題が起りつゝある程であるが、殊に滿洲は、それが保險市場としての確立度がより大であつて保險資本の進出すべくより好適地と目されてゐるだけ、それだけ一層、從來の代理店をどう仕末するか切實な問題となつてゐる。

なほ、これとは別に、滿洲國では既に康德四年制定の保險業法に於て、日本保險業法では見ることを得ないところの代理店規定を特に設け、

第七條 保險會社代理店ヲ設置セントストキハ經濟部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第八條 保險會社ハ代理店主ヲシテ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設ケシムルコトヲ得ス

保險會社ノ代理店主ハ其ノ代理事務ニ關シ代理店ノ出張所其ノ他ノ從タル營業所又ハ復代理店ヲ設クルコトヲ得ス

となし、更にまた、保險業法施行規則でも特に「代理店ノ設置」なる一節を設けてその取締に當つてゐる。滿洲の如き新市場では、事態が一般に定立を缺き不鮮明であるため、殊に代理店事務の如きを通じて重複保險・再保險等に關聯し詐欺などが行はれ易く、従つて、代理店數を出来るだけ制限する必要があるからである。併し、いづれにするも、從來の經驗と暖簾をもつ代理店機構を制限するのは仲々容易ではなく、實際既に一社一代理店制は滿洲に於ける各保險會社の理想として早くから掲げられ乍らも未だに實現の運びに到らない状態である。今春二月の火災保險統制案でも代理店制限は當然問題になりはした。併し、現状は、政府保險行政をしても保險會社をしても、漸進主義をとるべく餘儀なからしめ、この理想は二年さきに實現

北支滿洲損害保險市場

を延ばすことゝなつた由である。

四

支那・滿洲は保險市場として新しい。ところで、新市場には吾々の爲すべき仕事豊富に見出される代りに、また一方、吾々の豫期しない多くの危険を包藏してゐる。種々の危険は多様な仕方をとつて極めて不規則に現はれる。治安の確保されない地域ほどこれが甚だしく、北支では今日なほ原因不明の或ひは抗日的と目される火災が決して跡を斷つてゐると言へない。この上に資材難や生産力の不足から來る運送機關・倉庫設備の不十分不完全から派生する危険も甚だ大きい。普通の状態ならば起らずに済んだであらう、防止し得たであらうと思はれる損害が屢々發生する。運送貨物の夥しい滞留と埠頭・倉庫の著しい不備とは、保險業者をして海上保險契約等に挿入される倉庫約款の再認識——單に在庫期間だけにとなく、倉庫それ自體の性能についての認識——の必要を感じしめるばかりである。更にこれに加ふるに、最近の物價暴騰が住

第五十一卷 一〇七 第一號 一〇七

民の生活難を通じて驅り立てゝゐる盜難危險、これも決して輕視は出來ない。滿洲でさへも着荷の二割不足は常則と言はれてゐる程である。事情はこれらの危險を一々擧ぐることを許さないけれども、何にしろ、日本この生産力不足の中に多大の犠牲を拂つて折角生産された貴重な財貨の可成りの多量が、運送中または到着後の設備不完全に原因して喪失また毀損すると言ふことは惜しみてもなほ餘りがある。

かやうに新市場の危險は著しく複雑怪奇であつて、常態に於ては例外的と見做される危險が却つて最も屢々發生する。従つて、保險業者としてはこれは甚だ處理し難いところである。併し、一方、危險あればこそ益々保險の要がある理であつて、業者としても單に危險の多様性の故に徒に逡巡してはならない。そこには、既に北支でも問題に取上げられやうとしてゐるプールによる危險平均の仕方も存することである。

ところで、終りに、こゝで特記すべきは北支の爲替危險である。言ふまでもなく、爲替危險は保險契約に

附隨して起る危險であつて保險固有の危險ではない。併し、今日は北支物價高従つて聯銀券價値の下落に伴つて例へば第三國向けの貨物保險について最も急迫せる問題が起りつゝある。第三國貨幣建の保險契約についてクレームが發生する場合、これを如何に支拂ふかの問題である。聯銀券に換算して受取つてゐる保険料の價値は下落する一方である。これに對して、北支の日本保險支社は差當り圓元、パアを利用してクレームは日本の本店拂とする便法をとつてゐる由である。目下のところはこれで濟むでもあらう。併し、今後に於ける北支保險市場の發展と爲替關係より見て、何時までこれを續け得るか問題である。

五

以上の如く、北支滿洲損害保險市場に於て日本商社に危險の混在のなかをよく進出し活躍し業績を擧げてゐる。だが、こゝで考ふべき重大な問題は、それが單に資本家のみのための業績であつてはならぬ、新市場の專能が藝はず且つ資本を求むることの至急なる故

に、これに乗じて單なる資本家的仕方が展開されてはならぬと言ふことである。日本の内地でもさうであるが、一般に保險事業はその性質上それが國民經濟に間接にタツチする故にか、統制はこゝでは最も僅かにしか問題となつてゐない。北支は言ふまでもないが、滿洲の保險市場でも前面に出てゐる事象は單に日本商社の進出だけのやうである。最近の火災保險統制案の如き、成る程一つの統制ではあるが、實質上は本稿で述べた如く日本保險商社の進出の一つの方法として受取れる點が多いやうである。東亞新秩序建設の秋、も少し他の態勢がとれないものであらうか。保險業者としては、たとへその事業目的である危險擔保といふことが如何に消極的な仕方であるとしても、そのものもつ大きな意義に鑑みて、たゞ自らのためのみでなく、東亞永遠の平和のために、折角自重善處すべきである。

最近の筆者の北支滿洲旅行に於て觀察に調査に多大の便宜を與へられたる各位の御厚情に對して深き感謝の意を表す。

(一五・五・二五)